

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB が、IAS 第 41 号ではなく、IAS 第 16 号の適用範囲に果実生成型植物を含めるために、IAS 第 16 号および IAS 第 41 号を修正

### 目次

- ・なぜ本修正が公表されたのか？
- ・新しい要求事項はいつ適用されるか？
- ・本修正によって導入された変更は何か？
- ・さらなるリソース

### 要点

- ・本修正は、果実生成型植物の定義を満たす生物資産を、IAS 第 16 号に従って有形固定資産として会計処理することを要求している。
- ・果実生成型植物は、農産物の生産または供給に使用され、当該植物が農産物として売却する可能性がほとんどない(当該植物の生産寿命後の付随的なスクラップ売却を除く)生きている植物として定義される。
- ・費用対効果の理由から、本修正は、移行時において、果実生成型植物に関して、みなし原価としての公正価値の使用を認めている。
- ・本修正は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より遡及適用され、早期適用は認められる。

本 IFRS in Focus は、IAS 第 16 号の適用範囲に果実生成型植物を含める、IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 41 号「農業」の最近の修正を要約している。当該資産は、以前は、IAS 第 41 号の適用範囲に含まれていた。

### なぜ本修正が公表されたのか？

本修正の前は、IAS 第 41 号は、公正価値測定が、生物資産の生物学的変化を最もよく反映するという原則に基づいて、すべての生物資産を、売却コスト控除後の公正価値で測定することを要求していた。

IASB は、成熟した果実生成型の生物資産は、もはや生物学的変化を受けていないため、当該資産について、公正価値測定は適切ではないという議論をした利害関係者からフィードバックを受取った。いったん当該資産が成熟すると、生産資産となり、その性質が財の製造に使用される機械設備に類似するため、当該資産は IAS 第 16 号に従って会計処理されるべきである。

IASB は、これらの懸念について認識し、2013 年 6 月に、果実生成型植物の定義を満たす生物資産は、IAS 第 16 号に従って会計処理することを提案する公開草案 ED/2013/8「農業：果実生成型植物」を公表した。これらの修正は、最終化された。

詳細は下記ウェブサイト参照

[www.iasblus.com](http://www.iasblus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度より適用され、早期適用は認められる。企業が本修正を早期適用する場合、その事実を開示しなければならない。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、本修正は遡及適用される。

本修正の適用開始において、企業が、表示する最も古い期間の期首現在のみなし原価として、果実生成型植物項目の公正価値を使用することを認めている。

企業は、IAS第8号28項(f)で要求されている当期についての定量的情報(影響を受ける財務諸表の各表示項目の修正額を開示することを要求)を開示することを免除されている。しかし、企業は、表示する過去の各期間について、これらの開示を提供することを要求されている。

#### 見解

当該免除は、適用開始年度において、企業が2重システムを管理する必要性を取り除く。

#### 本修正によって導入された変更は何か？

本修正は、果実生成型植物を定義し、果実生成型植物の定義を満たす生物資産を、IAS第16号に従って有形固定資産として会計処理することを要求している。したがって、企業は、果実生成型植物を、当初認識後に原価で測定するか、または再評価で測定することを選択できる。

果実生成型植物は、次の「生きている植物」として定義される。

- a) 農産物の生産または供給に使用される
- b) 1報告期間を超えて生産することが見込まれる
- c) 農産物として売却する可能性がほとんどない(付随的なスクラップ売却を除く)

しかし、果実生成型植物の上で成長する作物は、IAS第41号に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定すべき生物資産である。

本修正により、果実生成型植物に関連する政府補助金は、IAS第41号の適用範囲ではなくなる。当該補助金は、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従って会計処理しなければならない。

#### 見解

生物資産の中には、果実生成型属性と消費型属性の両方を有しているものがある(例えば、果実(果実生成型属性)と材木(消費型属性)の両方のために栽培される樹木など)。IASBは、修正の範囲を、果実生成型の生物資産としてのみ使用される生物資産に限定することを決定した。

IASBは、家畜について取得原価モデルの使用は、より複雑であり、家畜についての活発な市場は通常存在し、公正価値情報が容易に利用可能であり、取得原価モデルより簡単に適用できるため、修正の範囲から家畜を除外した。

IASBは、IAS第16号の一般原則は容易に果実生成型植物に適用できると考えているため、上述のIAS第16号の適用範囲の修正以外、重要な修正は行わなかった。

#### 見解

企業は、IAS第16号に従って、果実生成型植物を、当初認識後に取得原価モデルか、または再評価モデルを使用して測定する選択肢を有するが、IASBは、ほとんどの企業が取得原価モデルを適用すると予想している。

#### さらなるリソース

本基準についてのさらなる考察に関する公表物は、[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com) を参照。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

IFRS in Focus3